

議案第184号

富士見公園の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

令和元年11月25日提出

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる 公の施設の名称 及び所在地	指 定 管 理 者		指 定 期 間
	住 所	名称及び代表者名	
富士見公園（川 崎市スポーツ・ 文化総合センタ ー、相撲場、弓 道場、北側駐車 場を除く）  川崎市川崎区富 士見2丁目地内 ほか	川崎市高津区 末長4丁目8 番52号	川崎フロンターレ・東急コミュニ ティー共同事業体  代表者 株式会社川崎フロンターレ 代表取締役社長 藁科 義弘  構成員 株式会社東急コミュニティー 代表取締役社長 雑賀 克英	令和2年4月1日 から 令和7年3月31日 まで

## 参考資料

### 川崎フロンターレ・東急コミュニティー共同事業体の概要

代表者	株式会社川崎フロンターレ
設立	平成8年11月21日
資本の額	3億4,937万5,000円
従業員数	130名
目的	次の事業を営むことを目的とする。  (1) サッカー等のスポーツ競技の興行、並びにプロサッカークラブの運営  (2) サッカー等のスポーツ競技の技術指導  (3) 宣伝広告及びテレビ放映等に関する事業  (4) 運動用具、衣料品、印刷物、並びにキャラクターグッズに関する企画、デザイン、製造、販売  (5) 競技場、体育館等のスポーツ施設の管理運営  (6) 各種イベントの企画、運営  (7) 前各号に付帯又は関連する一切の事業
事業実績	(1) 自主興行（ホームゲーム）の実施  (2) フロントウンさぎぬま（フットサル場）の運営  (3) 幼稚園・小中学校への体育授業や巡回教室の実施  (4) 各種スポーツ教室の実施による介護予防事業の実施  (5) 市内の多様な団体と協同した地域活動の実施  (6) 川崎市とどろきアリーナ指定管理者、富士見公園南側指定管理者

構 成 員	株式会社東急コミュニティー
設 立	昭和45年4月8日
資本の額	16億5,380万円
従業員数	7,894名
目 的	<p>次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 土地建物の管理、賃貸、売買、仲介及びマンション管理業</p> <p>(2) 家具、家庭用電気製品、電気照明器具、室内装飾用品、消火器具、食料品、衣料品、書籍、事務用品、日用雑貨等の販売及び斡旋</p> <p>(3) 酒類、米穀、煙草、印紙、切手、はがきの販売</p> <p>(4) フランチャイズチェーンシステムによるコンビニエンスストアの経営</p> <p>(5) 建築工事及び付帯設備工事の設計監理、施工、請負</p> <p>(6) 土地建物の経営管理に関するコンサルティング</p> <p>(7) マンションの居住者間及び近隣住民とのコミュニティー形成の為にを行うコンサルティング業務、イベント、カルチャー教室の企画、実施、広報誌の発行に関するサービス業務及び上記目的遂行の為に施設経営</p> <p>他17事業を営むことを目的とする。</p>
事業実績	<p>(1) 川崎市とどろきアリーナ、富士見公園南側など、指定管理者等113件（業務委託含む）、PFI27件</p> <p>(2) ビル・施設管理1,138件、マンション管理608,653戸</p>